

各介護サービスの給付状況

令和2年9月

米子市長寿社会課

目 次

1	訪問介護	・ ・ ・ ・ 3	15	夜間対応型訪問介護	・ ・ ・ ・ 17
2	訪問入浴介護	・ ・ ・ ・ 4	16	認知症対応型通所介護	・ ・ ・ ・ 18
3	訪問看護	・ ・ ・ ・ 5	17	認知症対応型共同生活介護	・ ・ ・ ・ 19
4	訪問リハビリテーション	・ ・ ・ ・ 6	18	小規模多機能型居宅介護	・ ・ ・ ・ 20
5	居宅療養管理指導	・ ・ ・ ・ 7	19	看護小規模多機能型居宅介護	・ ・ ・ ・ 21
6	通所介護	・ ・ ・ ・ 8	20	介護老人福祉施設	・ ・ ・ ・ 22
7	通所リハビリテーション	・ ・ ・ ・ 9	21	介護老人保健施設	・ ・ ・ ・ 23
8	短期入所生活介護	・ ・ ・ ・ 10	22	介護療養型医療施設	・ ・ ・ ・ 24
9	短期入所療養介護	・ ・ ・ ・ 11	23	介護医療院	・ ・ ・ ・ 25
10	特定施設入居者生活介護	・ ・ ・ ・ 12	24	地域密着型介護老人福祉施設	・ ・ ・ ・ 26
11	福祉用具貸与	・ ・ ・ ・ 13	25	地域密着型特定施設入所者生活介護	・ ・ ・ ・ 27
12	住宅改修	・ ・ ・ ・ 14	26	地域密着型通所介護	・ ・ ・ ・ 28
13	居宅介護支援・介護予防支援	・ ・ ・ ・ 15		主な介護サービスの給付費推移	・ ・ ・ ・ 29
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・ 16			

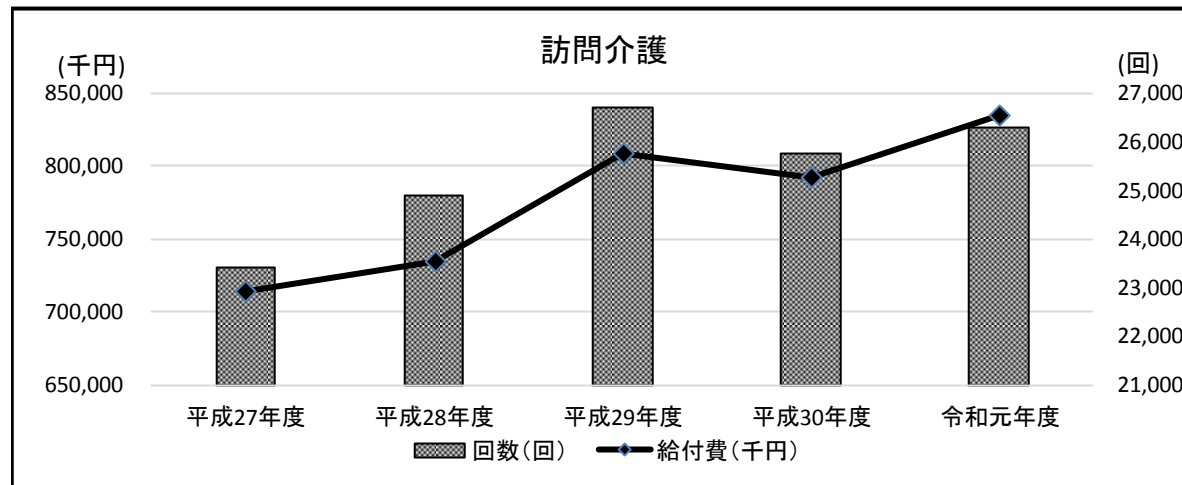
1 訪問介護

定義

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

訪問介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	713,392	735,148	808,304	791,864	834,608
回数(回)	23,420	24,902	26,693	25,754	26,313
-	-	-	-	-	-



事業所数	38	利用定員数	-
------	----	-------	---

訪問介護については、利用回数については、平成29年に利用者数、利用回数ともにピークがありますが、利用者1人当たりの利用回数で見ると年々増加しており、平成元年度で29.4回／人となっています。利用者は、今後の高齢者全体の増加傾向からも現状程度から微増傾向にありますが、1人当たりの利用回数の増加が進めば10%程度の給付費の増加が予想されます。

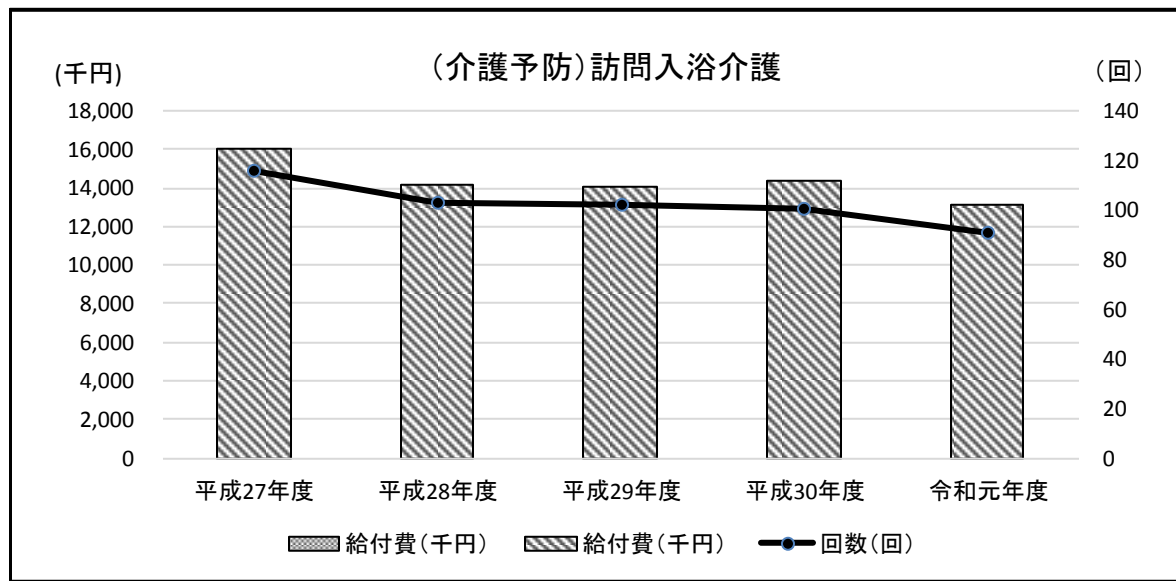
2 訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	0	0	0	0	0
回数(回)	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0

訪問入浴介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	16,075	14,207	14,108	14,381	13,114
回数(回)	116	103	102	101	91
人数(人)	30	26	25	23	21



事業所数

2

利用定員数

—

定 義

訪問入浴介護とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るもの。

訪問入浴介護については、事業所数から現状程度の利用を見込みます。
本市における通所介護サービス事業所等における入浴サービスの提供により代替されていると思われる、訪問入浴サービスのニーズについては現状程度を今後も見込んでいます。

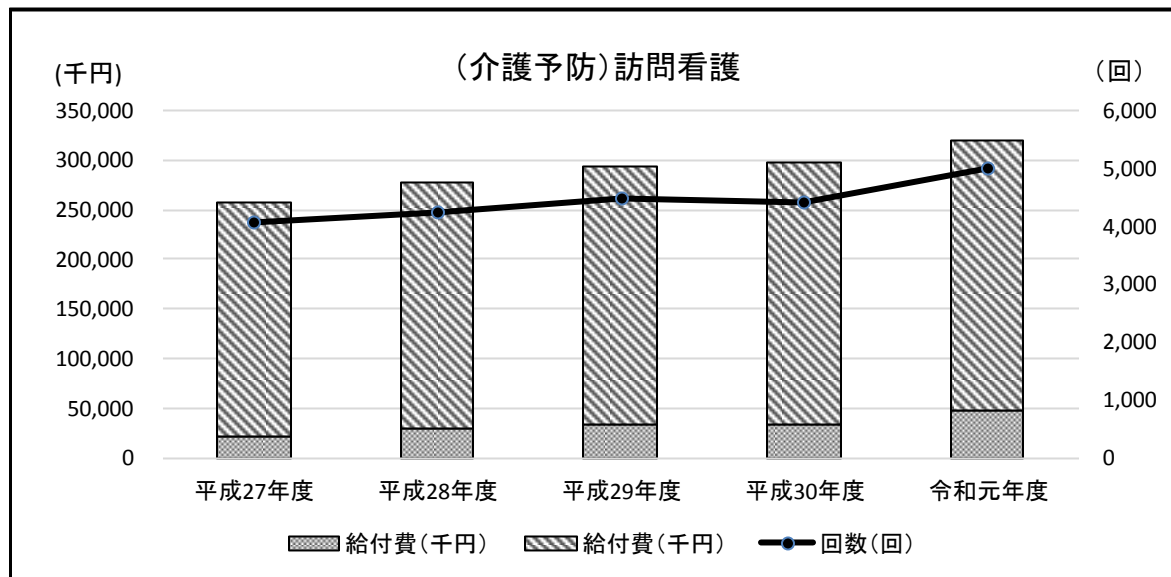
3 訪問看護

介護予防訪問看護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	21,984	28,736	33,703	33,881	46,659
回数(回)	309	402	499	528	822
人数(人)	65	80	90	97	141

訪問看護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	236,141	249,479	259,728	263,556	273,382
回数(回)	3,759	3,827	3,983	3,897	4,161
人数(人)	497	548	605	646	701



事業所数

53

利用定員数

-

概要

- 疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
- サービス提供は、病院・診療所と訪問看護ステーションの両者から行うことができる。
- 利用者は年齢や疾患、状態によって医療保険又は介護保険の適応となるが、介護保険の給付は医療保険の給付に優先することとしており、要介護被保険者等については、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに限り、医療保険の給付により訪問看護が行われる。

訪問看護については、平成27年と比較し、令和元年度には給付費、利用者数ともに増加し、給付費ベースで24%増加しています。
在宅医療が推進される中、在宅での医療ケアを必要とする方が増加しており需要は今後も高く、10%～15%の増加を見込む必要があります。

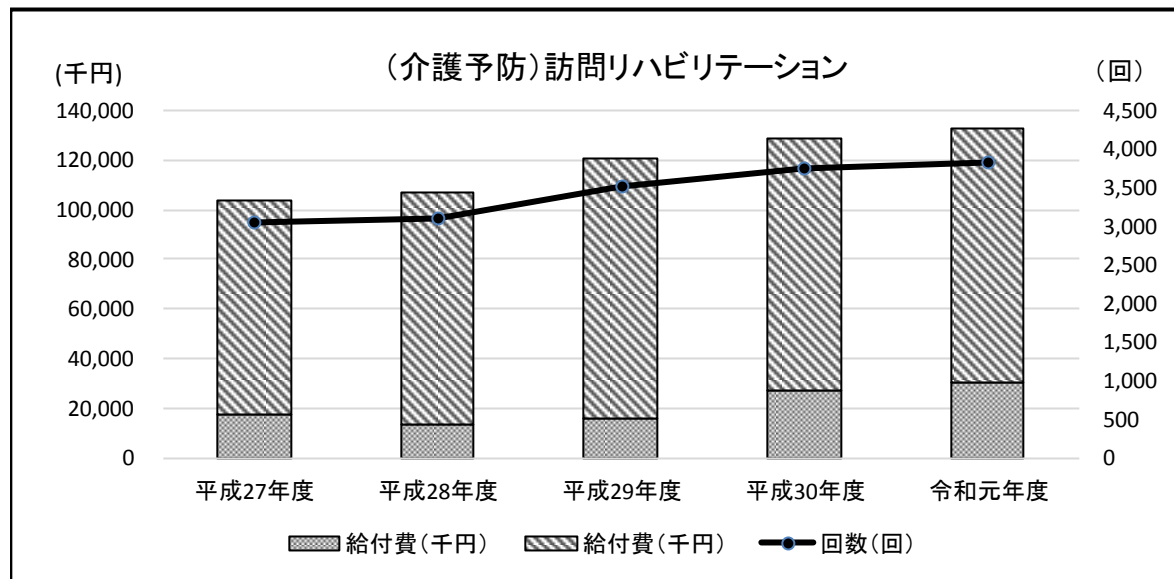
4 訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	17,783	13,417	15,437	26,791	30,159
回数(回)	526	404	469	792	882
人数(人)	48	40	52	78	89

訪問リハビリテーション

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	86,334	93,210	105,593	102,218	102,817
回数(回)	2,527	2,691	3,049	2,970	2,958
人数(人)	223	240	260	262	261



事業所数

27

利用定員数

-

定義

居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

訪問リハビリテーションについては、給付費、利用人数ともに増加しています。
全国的にも事業所数は増加傾向にあり、本市においても今後の認定者数の増加に比例し給付費の増加を見込む必要があります。

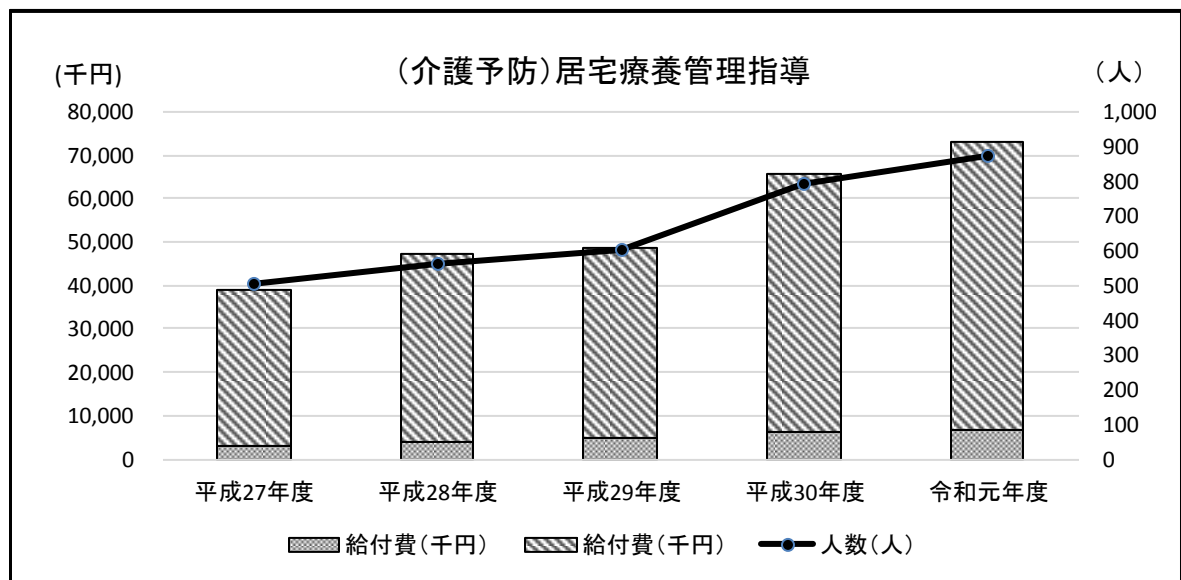
5 居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	2,828	3,914	4,717	6,256	6,743
人数(人)	37	43	56	72	82
-	-	-	-	-	-

居宅療養管理指導

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	36,069	43,464	44,092	59,439	66,547
人数(人)	468	520	546	721	791
-	-	-	-	-	-



事業所数	219	利用定員数	-
------	-----	-------	---

基本方針

居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない

居宅療養管理指導については、近年の増加率は著しく、平成27年度と比較し、令和元年度は給付費において88%、利用者数で73%増加しています。在宅医療の重要性の高まりとともに、居宅管理指導サービスを利用する高齢者が増加しています。今後も利用率が高くなる傾向となることが想定されます。

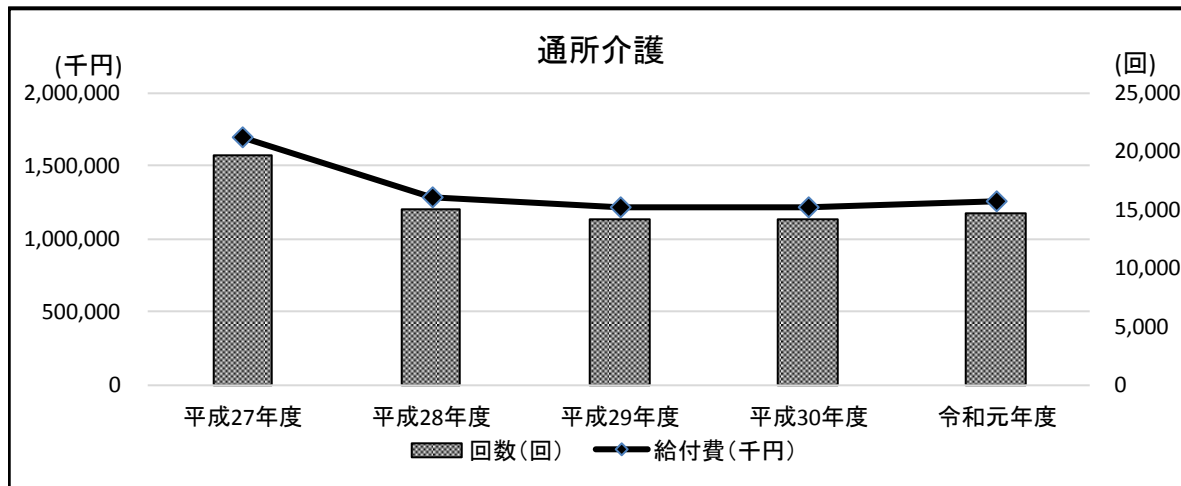
6 通所介護

定義

「通所介護」とは、利用者（要介護者等）を老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うものをいう。

通所介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	1,700,229	1,283,173	1,222,870	1,214,256	1,256,994
回数(回)	19,591	14,955	14,142	14,246	14,611
人数(人)	1,675	1,270	1,193	1,203	1,211



事業所数	31	利用定員数	1,020
------	----	-------	-------

多くの高齢者が利用する介護サービスの基本となる通所介護サービス（デイサービス）は、総合事業の始まった平成28年度に一部の利用者が移行したため減少しましたが、移行は利用者が1,200人前後で推移しています。事業所数も30事業所程度で増減はないため、今後も利用者は現状程度を見込みます。

給付費については、介護報酬単価を見据えながら今後の給付費を見込むこととします。

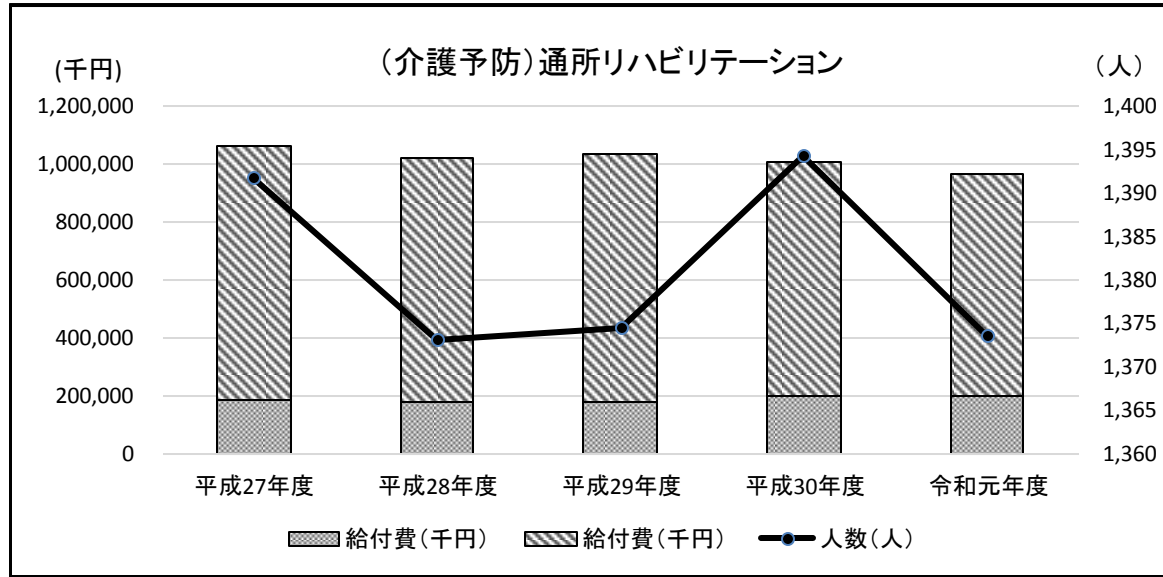
7 通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	184,796	174,264	178,177	198,208	200,903
人数(人)	465	458	454	494	500
-	-	-	-	-	-

通所リハビリテーション

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	879,843	848,362	854,649	810,137	763,727
回数(回)	8,723	8,595	8,837	8,508	8,120
人数(人)	927	916	921	900	874



事業所数

18

利用定員数

448

定義

居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

通所リハビリテーションについては、減少傾向にありますが、全国統計では微増傾向にあり高齢者の高齢化が進む中で今後も重要なサービスであり、医療連携を推進し利用者を介護予防と合わせ1,500名程度の維持を見込みます。

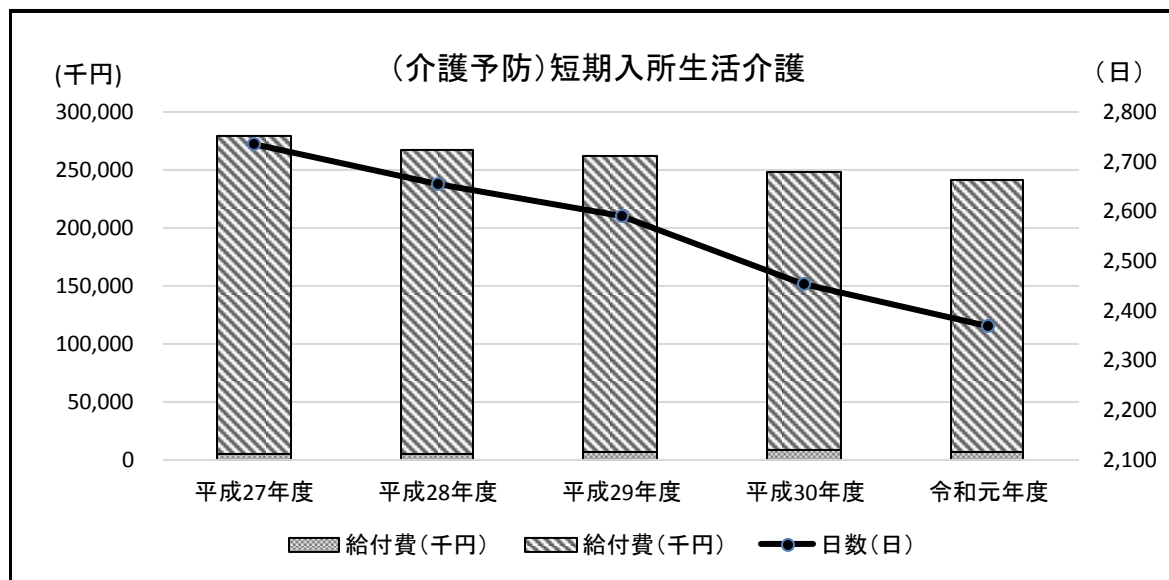
8 短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	4,352	4,256	6,515	7,958	6,155
日数(日)	59	59	92	101	80
人数(人)	13	11	16	20	16

短期入所生活介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	274,478	262,847	256,251	239,593	234,723
日数(日)	2,676	2,597	2,497	2,351	2,289
人数(人)	313	303	303	284	280



事業所数

9

利用定員数

96

基本方針

「短期入所生活介護」の事業とは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者（要介護者等）が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。

短期入所生活介護については、小規模多機能型居宅介護の整備により泊りサービスの一分散化が生じていると推察できますが、ニーズは今後もあることから現状程度の利用者を見込みます。

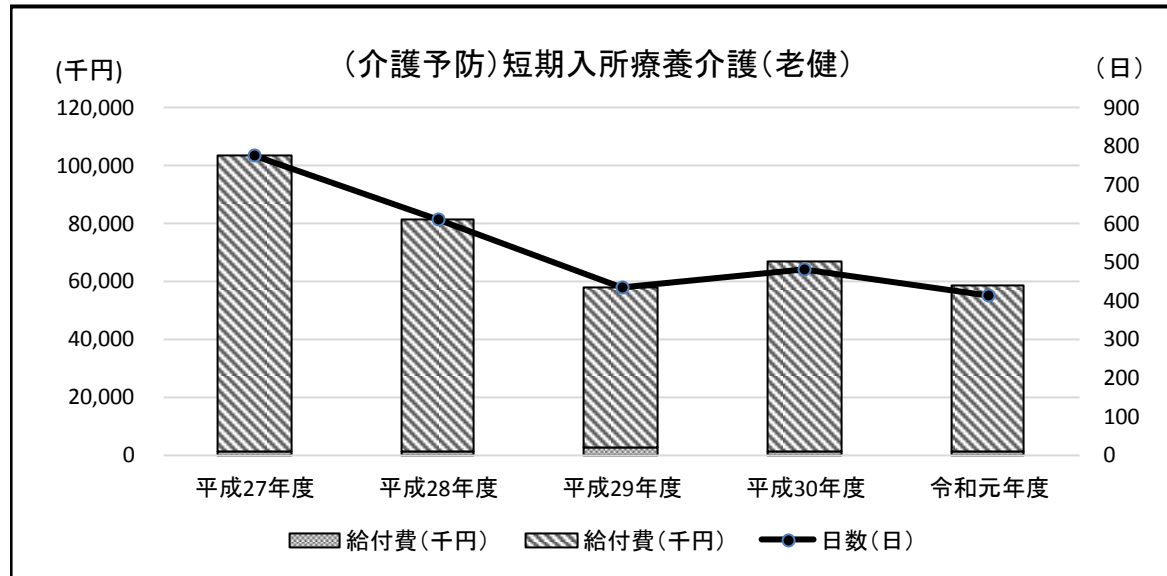
9 短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護(老健)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	800	938	2,418	777	816
日数(日)	9	9	24	8	8
人数(人)	1	2	6	2	1

短期入所療養介護(老健)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	102,490	80,337	55,437	66,055	57,795
日数(日)	768	600	410	474	407
人数(人)	111	88	67	75	69



事業所数

15

利用定員数

387

基本方針

短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

短期療養介護については、全国的にも微減傾向にありますが、給付費は横ばいとなっています。70~80名の利用者を見込みます。

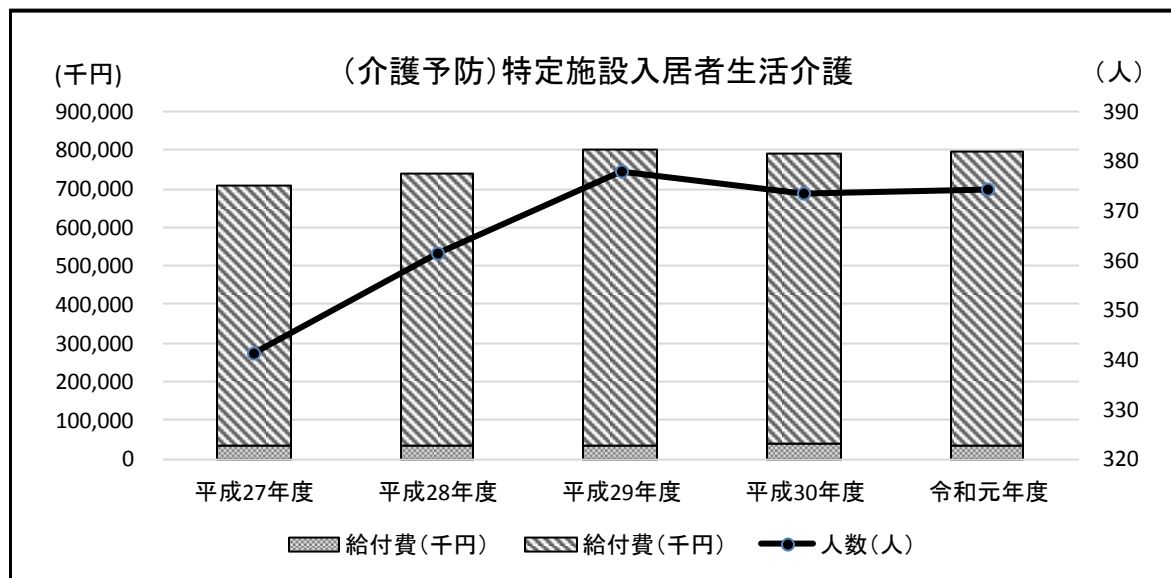
10 特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	35,519	32,715	32,483	39,596	34,552
人数(人)	39	37	37	44	38
-	-	-	-	-	-

特定施設入居者生活介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	670,957	706,300	771,893	753,036	760,601
人数(人)	303	325	341	329	336
-	-	-	-	-	-



事業所数	9	利用定員数	507
------	---	-------	-----

概要

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
- 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム（ケアハウス） ③ 養護老人ホーム
- ※ 「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。

特定施設入居者生活介護については、事業所数と定員から今後も現状程度の利用者を見込みます。高齢者のニーズは高くなることが予想されますが、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設の整備計画において対応することを検討します。

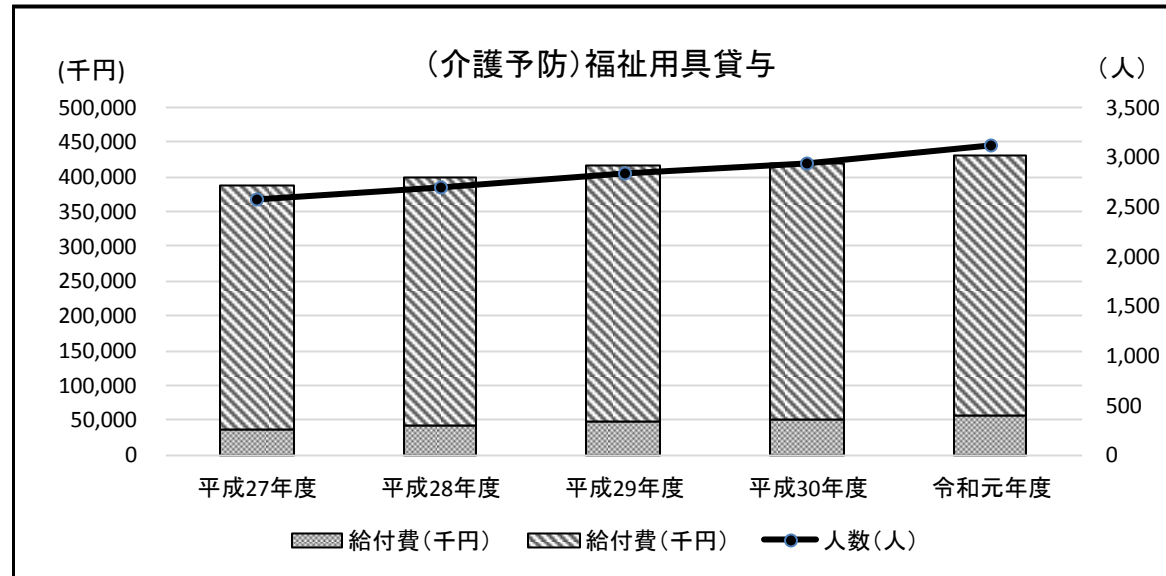
1 1 福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	35,860	40,669	46,847	50,152	56,672
人数(人)	551	612	681	761	873
-	-	-	-	-	-

福祉用具貸与

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	353,272	358,798	369,114	368,973	374,463
人数(人)	2,030	2,092	2,157	2,166	2,242
-	-	-	-	-	-



事業所数

16

利用定員数

-

概要

○ 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

福祉用具貸与については、受給者数、給付費ともに増加しており、5%程度の増加を見込みます。

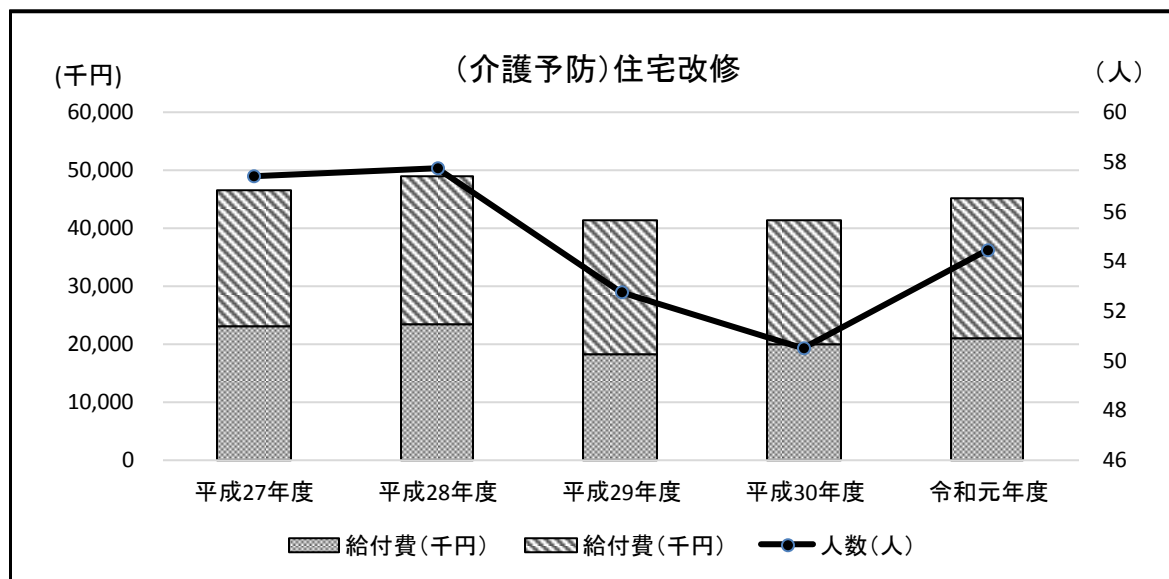
1 2 住宅改修

介護予防住宅改修

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	22,858	23,333	18,238	20,010	21,078
人数(人)	25	27	23	24	26
-	-	-	-	-	-

住宅改修費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	23,718	25,766	23,132	21,438	24,047
人数(人)	32	31	29	26	29
-	-	-	-	-	-



事業所数

-

利用定員数

-

概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき(*)は、必要な書類(住宅改修が必要な理由書等)を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実情がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。
 なお、支給額は、支給限度基準額(20万円)の原則9割(18万円)が上限となる。

住宅改修については、年間約500~600件程度の申請があり、要介護2以下の利用者が80%を占めています。
 要支援1~要介護2の認定者数の推定数から増加を見込みます。(2~5%)

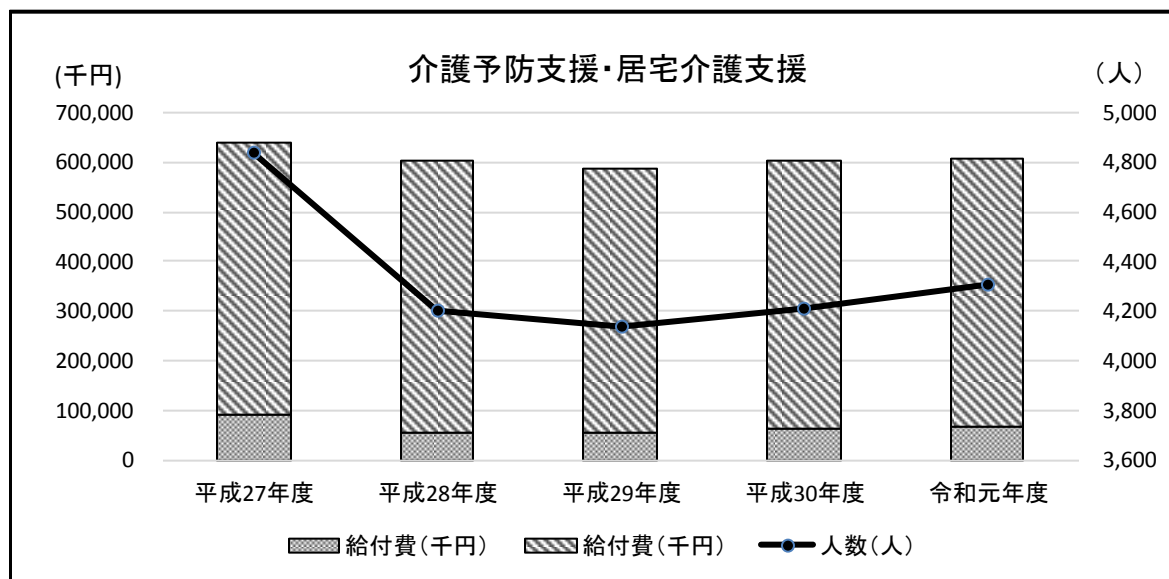
1 3 居宅介護支援・介護予防支援

介護予防支援

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	91,332	55,829	52,978	60,965	67,433
人数(人)	1,723	1,051	994	1,150	1,273
-	-	-	-	-	-

居宅介護支援

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	550,015	545,940	534,402	542,731	539,637
人数(人)	3,119	3,147	3,141	3,059	3,035
-	-	-	-	-	-



事業所数

7

利用定員数

-

定 義

- 居宅の要介護者が居宅サービス等の適切な利用ができるように、
- ① 要介護者の心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成
 - ② 居宅サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整
 - ③ 介護保険施設等への入所が必要な場合における紹介等を行うこと。

介護予防支援・居宅介護支援については、今後の認定者数の推計のうち、居宅サービス利用者の割合を見込みます。なお、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の利用者の推計値を除きます。

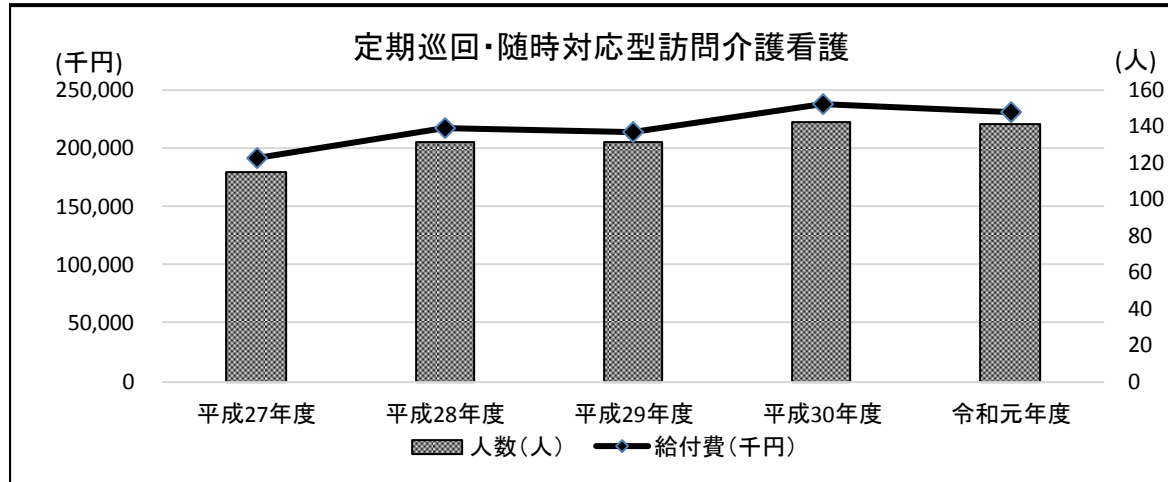
1 4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定義

・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
または
・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）
のうち、いずれかをいう。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	191,261	216,636	213,001	237,555	230,690
人数(人)	115	131	132	142	141
-	-	-	-	-	-



事業所数	6	利用定員数	-
------	---	-------	---

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、全国で約1,000事業所しかありませんが、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みとして利用促進を図っていきます。
8期計画期間においては、現状程度もしくは増加を計画的に見込みます。

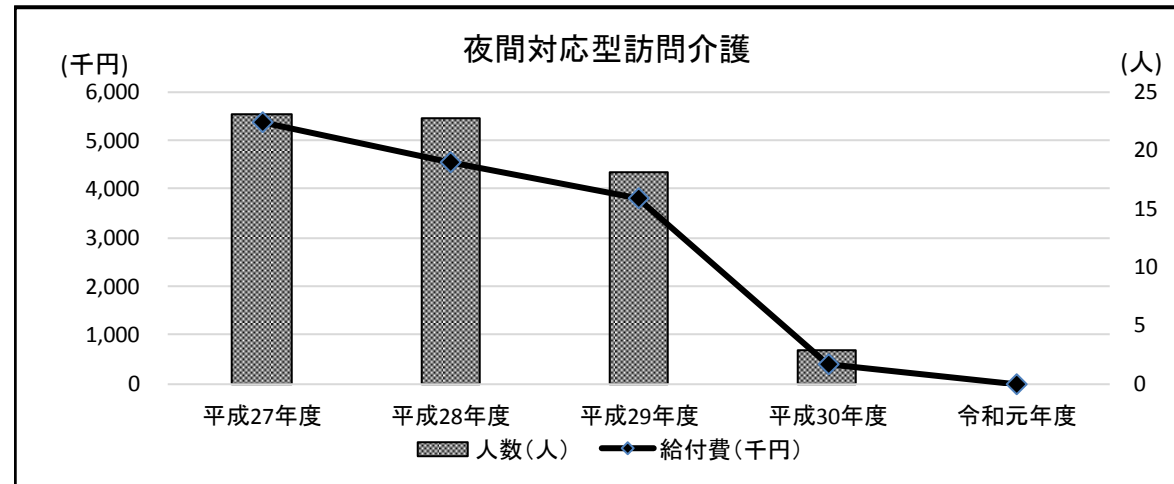
1 5 夜間対応型訪問介護

定義

○「夜間対応型訪問介護」とは、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等の提供を行うものをいう。

夜間対応型訪問介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	5,383	4,540	3,796	385	0
人数(人)	23	23	18	3	0
-	-	-	-	-	-



事業所数	0	利用定員数	0
------	---	-------	---

夜間対応型訪問介護については、現在、市内に事業所はなく、利用者もいません。
現状では、利用者は見込みません。

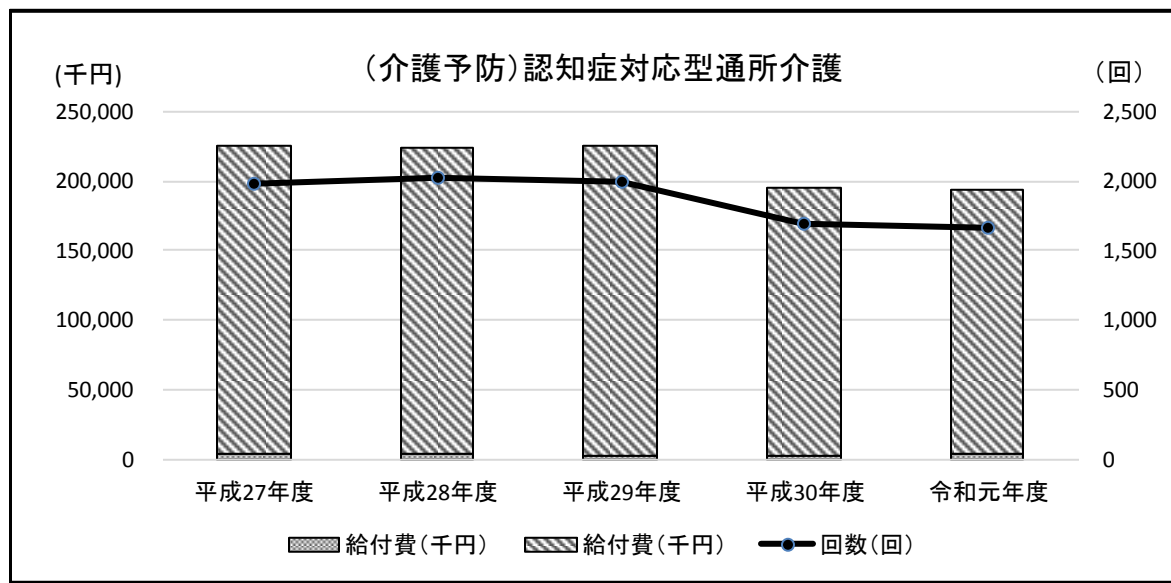
1 6 認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	3,580	3,309	2,143	1,701	4,085
回数(回)	43	35	24	19	46
人数(人)	7	7	5	4	7

認知症対応型通所介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	222,414	220,531	222,941	193,492	189,422
回数(回)	1,945	1,987	1,970	1,672	1,622
人数(人)	159	171	175	136	137



事業所数	8	利用定員数	96
------	---	-------	----

概 要

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、高齢者の社会的孤立感の解消及び

心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

認知症対応型通所介護については、事業所数は市内に8事業所で新規事業所の指定はありません。全国的にも事業所数が減少しており、人員基準や介護報酬の改定による通所介護事業所との区別化を図る等による必要があります。利用者数は現状程度で推移すると見込みます。

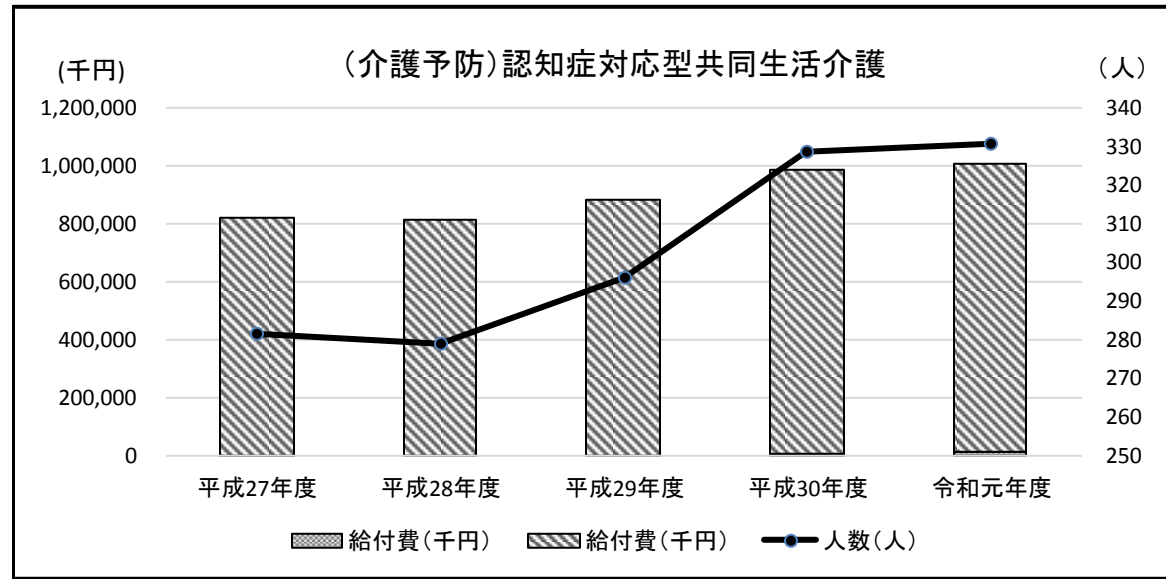
17 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防認知症対応型共同生活介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	223	0	0	2,951	7,872
人数(人)	0	0	0	1	3
-	-	-	-	-	-

認知症対応型共同生活介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	819,053	815,261	885,791	980,943	1,000,502
人数(人)	281	279	296	328	328
-	-	-	-	-	-



事業所数	23	利用定員数	351
------	----	-------	-----

概要

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。

認知症対応型共同生活介護については、地域密着型サービスとして介護保険事業計画の中で計画的に整備しており、利用者数は増加しています。8期計画期間においても事業所の整備は必要と考え、整備を前提とした利用者数を見込むこととします。

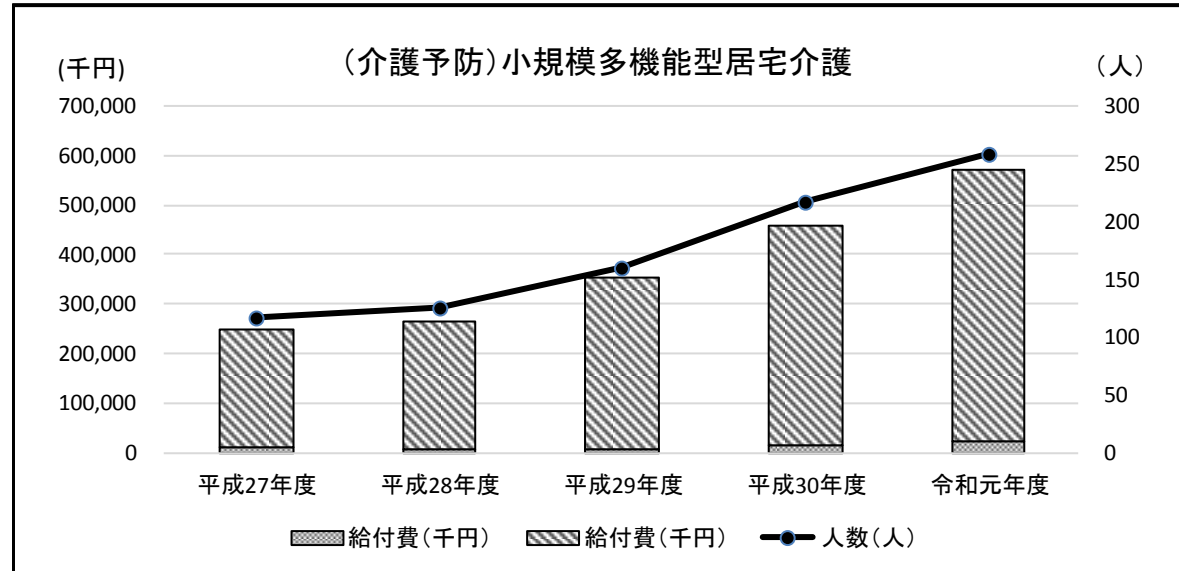
18 小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	10,458	8,944	6,560	15,104	25,115
人数(人)	12	11	8	19	29
-	-	-	-	-	-

小規模多機能型居宅介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	239,860	257,114	348,576	443,462	549,570
人数(人)	106	114	152	199	230
-	-	-	-	-	-



事業所数	13	利用定員数	356
------	----	-------	-----

定義

○「小規模多機能型居宅介護」は、利用者（要介護者）の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、居宅に訪問し、または施設に通わせ、もしくは施設に短期間宿泊させ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行うものをいう。

小規模多機能型居宅介護については、地域密着型サービスとして介護保険事業計画の中で計画的に整備してきました。
事業所数の増加により利用者数も順調に増加しています。
令和2年度においても整備予定としており、整備を前提とした利用者を見込みます。

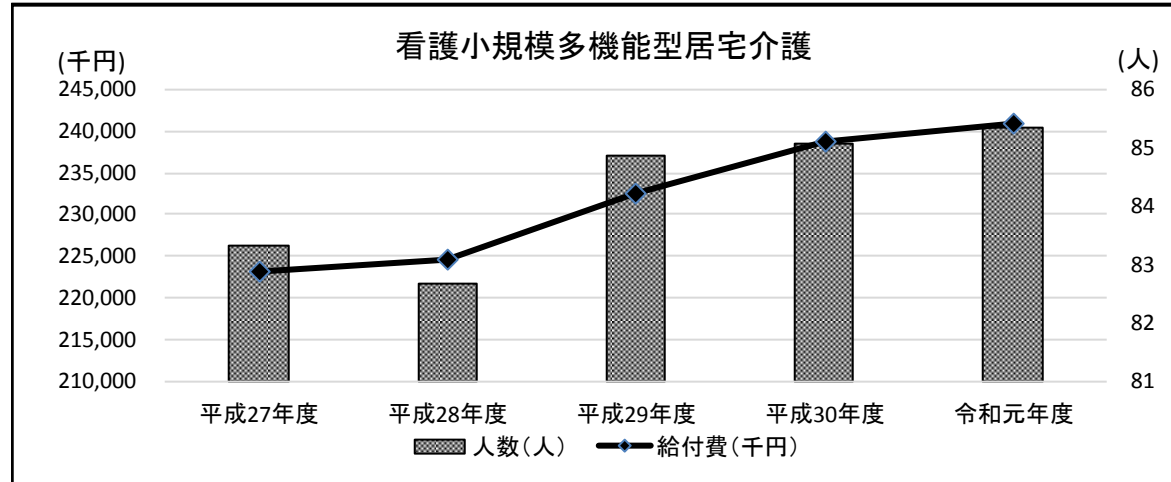
19 看護小規模多機能型居宅介護

概要

- 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。
- ※ 医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業所では対応できなかったが、看護小規模多機能型居宅介護事業所では対応できる。
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。

看護小規模多機能型居宅介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	223,105	224,446	232,485	238,786	240,989
人数(人)	83	83	85	85	85
-	-	-	-	-	-



事業所数	4	利用定員数	112
------	---	-------	-----

看護小規模多機能型居宅介護は、在宅医療支援体制の整備として制度化されましたが全国でも500程度の事業所しかありません。医療・介護のケアマネジメント機能や、地域全体の在宅療養に関する環境整備にかかわることも期待されています。本市では、4つの事業所が整備されており現状程度の利用者数を今後も見込みます。

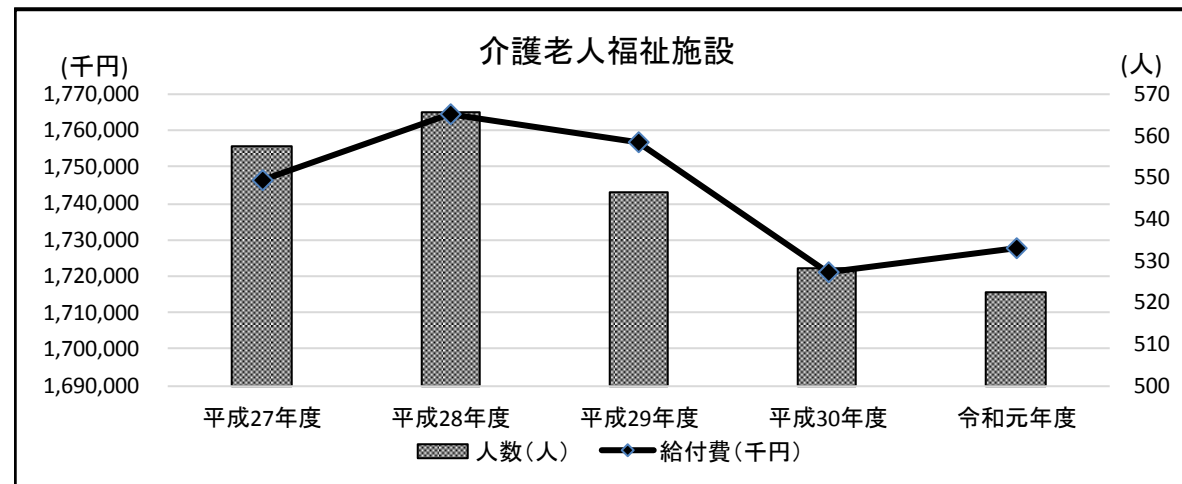
20 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

概要

- 要介護高齢者のための生活施設。
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）と呼ばれる。

介護老人福祉施設

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	1,746,591	1,764,466	1,757,018	1,721,294	1,727,456
人数(人)	557	566	546	528	523
-	-	-	-	-	-



事業所数	7	利用定員数	496
------	---	-------	-----

介護老人福祉施設については、施設数や利用者定員数から市外の施設入所者（住所地特例）を含め、同程度の利用者を今後も見込みます。

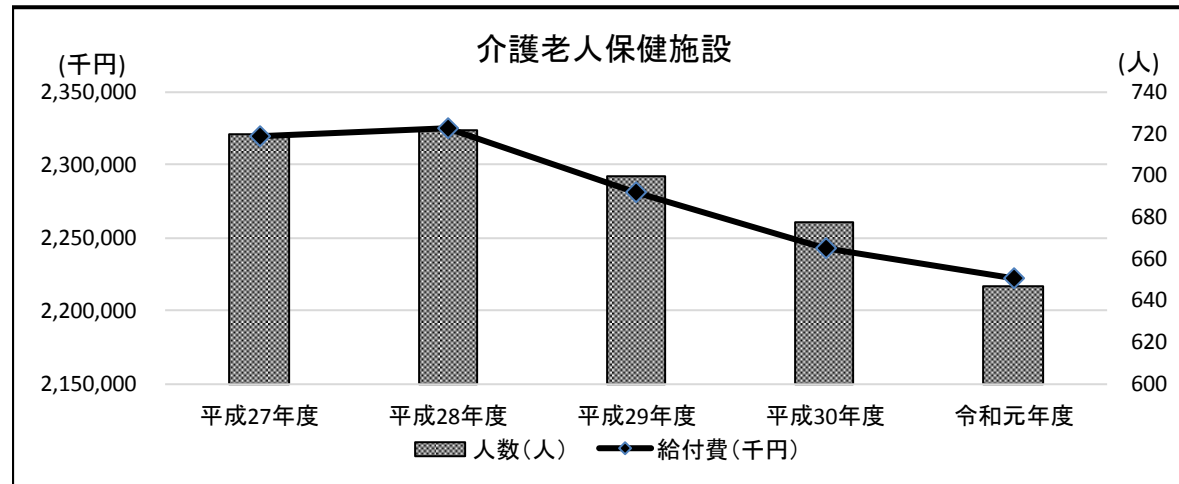
2 1 介護老人保健施設

定義

介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

介護老人保健施設

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	2,319,940	2,324,963	2,281,600	2,242,124	2,222,027
人数(人)	719	722	700	677	647
-	-	-	-	-	-



事業所数	15	利用定員数	736
------	----	-------	-----

介護老人保健施設については、減少傾向にあります。在宅医療の推進や他のサービスによる代替等が考えられますが、多くの需要がある施設であり、減少率を考慮して給付費を見込むこととします。

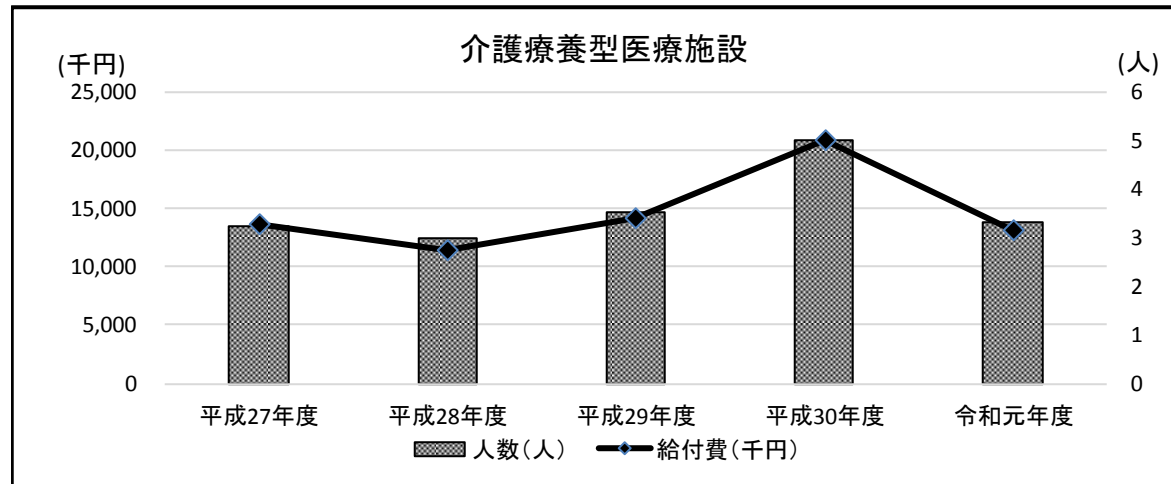
2 2 介護療養型医療施設

定義

介護療養型医療施設とは、療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。

介護療養型医療施設

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	13,708	11,345	14,183	20,844	13,128
人数(人)	3	3	4	5	3
-	-	-	-	-	-



事業所数	0	利用定員数	0
------	---	-------	---

介護療養型医療施設については、市内に施設はなく市外における利用のみです。介護医療院等への転換が予定されており、現状程度の利用者を見込みます。

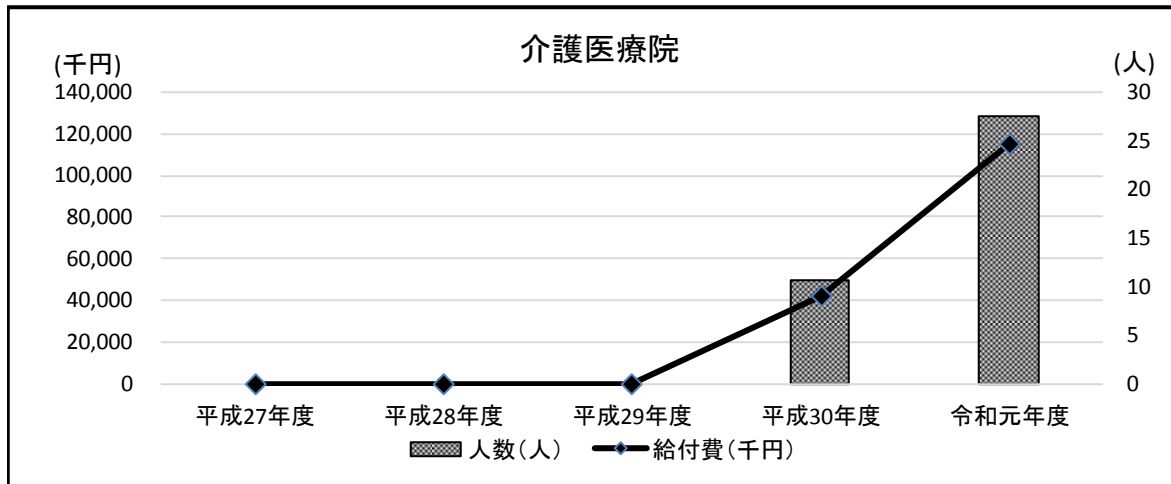
2 3 介護医療院

定義

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

介護医療院

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	0	0	0	41,907	114,651
人数(人)	0	0	0	11	28
-	-	-	-	-	-



事業所数	1	利用定員数	15
------	---	-------	----

介護医療院については、市内に事業所数は1事業所ですが、市外の事業所数も含め利用者は30人程度を見込みます。

2 4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

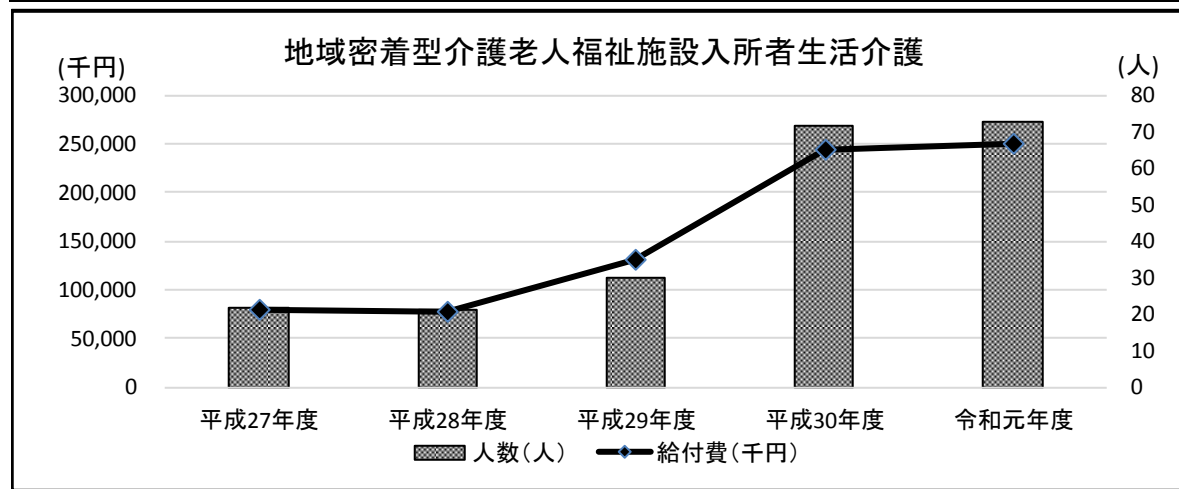
概要

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、明るく家庭的な雰囲気があり、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うこととされています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	79,472	76,334	129,941	244,188	251,432
人数(人)	22	21	30	72	73
-	-	-	-	-	-



事業所数	3	利用定員数	79
------	---	-------	----

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、平成29年度に新たな施設が整備され利用者は合計で70人程度となっています。第7期計画においても整備を予定していますが、現時点では未定のため、現状の利用者数を見込みます。

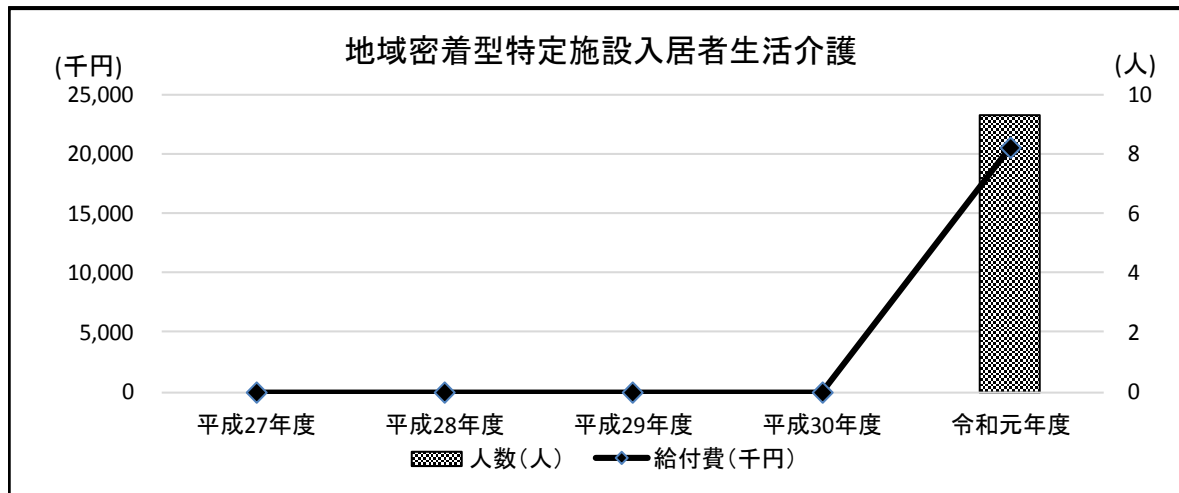
2 5 地域密着型特定施設入所者生活介護

概要

地域密着型特定施設サービス計画（「地域密着型特定施設」に入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスの提供を受ける利用者がその施設において、利用者が持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする目的で提供される

地域密着型特定施設入居者生活介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	0	0	0	0	20,467
人数(人)	0	0	0	0	9
-	-	-	-	-	-



事業所数	2	利用定員数	39
------	---	-------	----

地域密着型特定入所者生活介護については、介護老人福祉施設の代替サービスとして、第7期介護保険事業計画の整備計画に基づき整備しています。今後、定員数まで利用者を見込みます。

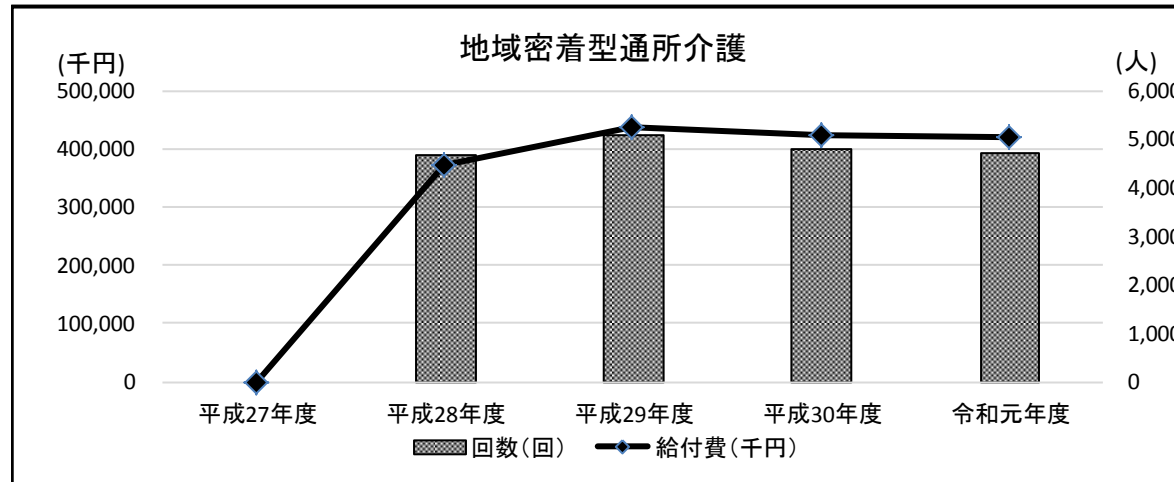
26 地域密着型通所介護

概要

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものであり、平成28年度から創設された小規模（定員18名以下）の通所介護事業所

地域密着型通所介護

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給付費(千円)	0	372,194	439,046	422,787	419,584
回数(回)	0	4,643	5,057	4,793	4,718
人数(人)	0	449	491	455	456



事業所数	27	利用定員数	398
------	----	-------	-----

地域密着型通所介護については、平成28年度以降は利用者数は450～500名で安定している。事業所数についても大きく変動はないため今後も同程度の利用者数を見込みます。

主な介護サービスの給付費推移

